

マンガ・アニメ・映画を活用した市内産木材普及モデル事業実施業務 受託候補者募集要項

1 業務の目的

本市では、平成21年から北山丸太をはじめ、京都市内の森林で産出された木材を利用した製材品やこれらの加工品を京都市内産木材「みやこ杉木（そまぎ）」（以下、「みやこ杉木」という。）として認証し、品質や性能の確保、環境貢献の一環として利用を推奨するなど、市内産木材の需要拡大や普及啓発に取り組んでいる。

これまでに市内産木材の需要拡大の一環として、住宅や店舗等の建築物における新築やリフォーム等での「みやこ杉木」利用支援に取り組んできたところである。しかしながら、林業の活性化と健全な森林整備を促進するためには、「みやこ杉木」についてさらに理解を深めてもらう機会を創出し、需要拡大につなげていく必要がある。

そこで、本業務では「マンガ・アニメ・映画」を活用した木製調度品を製作し、それらを用いて、京都国際マンガミュージアム（以下、「マンガミュージアム」という。）のワークショップスペースや読書スペースといった空間を木質化し、木材を見て触れることのできる環境を整備することで、「みやこ杉木」について理解を深めてもらうきっかけ作りを行う。

また、今回のモデル事業を通じて、他産業との連携による「みやこ杉木」の新たな用途開拓を図り、さらなる木材需要拡大に向けた仕組み作りを行うものである。

2 業務内容

別紙、仕様書のとおり

3 応募資格

本業務に応募する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 京都市契約事務規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者（公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと）、又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること
- (2) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと
- (3) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと
- (4) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと

4 応募手続等

- (1) 受付・問合せ先
京都市産業観光局農林振興室林業振興課（担当：田口，井上）
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
電話番号：075-222-3346
Eメール：taqbe026@city.kyoto.lg.jp（田口）
- (2) 募集期間
平成30年7月23日（月）～8月20日（月）（午前8時45分～午後5時30分）
※ 郵送の場合は，8月20日（月）までに林業振興課に必着すること
- (3) 提出書類（A4サイズ）
 - ア 応募申請書（様式1）
 - イ 企画提案書（様式自由）

企画提案書は，マンガ・アニメ・映画を活用した市内産木材普及モデル事業の実施に係る企画提案を行うこと。

内容に関しては，別紙仕様書を十分に理解したうえで，「6(2)評価項目」を参考に作成するものとする。ただし，次の事項については，必ず記載すること。

 - (ア) 活用する「マンガ・アニメ・映画」の作品名
 - (イ) 製作する木製調度品のイメージ（イメージデザイン，サイズ，数量）
 - (ウ) みやこ杣木の需要拡大につながる仕組み作りの提案
 - (エ) 業務完了までのスケジュール
 - (オ) 実施体制
 - ウ 応募者の概要がわかる資料（様式自由）
 - エ 類似業務の実績一覧（様式2）

※ 類似業務の実績にパンフレット等の作成がある場合は，その成果物等を添付すること
 - オ 見積書（様式自由。内訳書含む。）

※ 本業務に係る一切の経費（仕様書3に記載の内容にかかる費用）を記載すること
- (4) 提出部数
正本1部，副本5部
- (5) 提出方法
4(1)の受付・問合せ先へ直接持参又は郵送で提出すること（土日祝日を除く）。
- (6) その他
 - ア 必要に応じて提出書類の内容を確認する場合がある。
 - イ 提出書類は受託候補者の決定のためのみに使用し，他の目的には使用しない。ただし，選定の公表等に必要な場合には，提出書類の内容を本市が無償で使用できることとする。
 - ウ 提出書類は理由の如何に関わらず返却しない。
 - エ 必要に応じて提出書類の複製を行うことがある。
 - オ 企画提案書や事業実施に含まれる著作権・使用権などの対象となっているものは，提案者が責任をもって使用すること。

5 質問及び回答

- (1) 質問者
本書，仕様書に対して質問できる者は，「3応募資格」を満たしている者とする。

(2) 質問受付期間

平成30年7月23日(月)～7月30日(月)(午前9時～午後5時)

※ 土日祝日を除く。

※ 質問受付期間終了後の質問は、一切受け付けない。

(3) 質問方法

質問書(任意様式)を上記「4(1)受付・問合せ先」に記載する担当者まで、電子メールにより提出すること。面接、電話又はFAXによる質問は受け付けない。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成30年8月1日(水)午後5時までに京都市情報館

[http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-5-0-0-0-0-0-0-0.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-5-0-0-0-0-0-0-0-0.html)

に公開することによって行う。

6 受託候補者の選定

(1) 選定方法

受託候補者の選定に当たっては、「マンガ・アニメ・映画を活用した市内産木材普及モデル事業実施業務受託候補者選定委員会において、「マンガ・アニメ・映画を活用した市内産木材普及モデル事業実施業務受託候補者選定審査基準」に基づき、応募書類の内容について評価を行い、順位を決定する。このうち、順位第1位の提案を行った者を受託候補者として選定する。最高点の者が複数の場合は、見積書が最も安価な者を選定候補者として選定する。

ただし、応募者が1者の場合、各委員の採点が一定点数(60点以上)を満たし、本業務を実施し得る能力を満たすと判断した場合は、受託候補者として選定する。また、すべての受託希望者が本業務を実施し得る能力に満たないと判断した場合は、受託候補者を選定しないことがある。

※ 必要に応じて、企画提案書のプレゼンテーションを求めることがある。

(2) 評価項目(カッコ内は基準点。100点満点)

ア 本業務を安定的に実施する体制はあるか。(10点)

イ コンテンツを上手く取り入れたアイデアかどうか。(10点)

ウ 仕様書3(1)のほかに、製作する木製調度品の提案はあるか。(15点)

※ 提案する場合は、イメージデザインやサイズ、数量が記載されていること。

エ みやこ杉木について理解を深めるきっかけ作りをできるアイデアであるか。(15点)

オ みやこ杉木の情報発信や需要拡大に資する仕組み作りを見込める提案であるか。(20点)

カ 創意工夫など卓越したアピール点があるか。(10点)

キ 過去の業務実績は豊富か。(10点)

ク 見積書の金額は適当か。(10点)

なお、「見積書の金額は適当か」の評価基準については、以下のとおり定める。

(ア) 優れている(10点)

予定価格の85%未満の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

(イ) やや優れている(8点)

予定価格の85%以上～90%未満の提案で事業の円滑な運営が期待できる場合

(ウ) 普通である(5点)

予定価格の90%以上～95%未満の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

(エ) やや劣っている (3点)

予定価格の95%以上～99%未満の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

(オ) 劣っている (1点)

予定価格の99パーセント以上の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

(3) 受託候補者の決定

募集締切から7日後までに受託候補者を決定し、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、参加した事業者及び評価点、契約の相手方を選定した理由を京都市情報館に掲載する。

なお、選考の経過等に関する問い合わせには応じない。

(4) 企画提案書の無効

次の掲げる事項に該当する場合は、応募書類を無効とし、選定の対象外とする。

ア 「3応募資格」に掲げる資格を有しない者が応募書類を提出した場合

イ 応募書類に虚偽の内容が記載されていた場合

ウ 見積金額が契約予定金額を越えていた場合

7 契約条件

(1) 契約時期

受託候補者選定後2週間程度

(2) 履行期間

委託契約締結の翌日から平成31年3月22日(金)まで

(3) 契約予定金額

上限4,550千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(4) 契約手続き

原則として、業務完了後に精算払いとするが、業務完了前に資金が必要等の理由がある場合には、概算払いとする。

8 スケジュール

(1) 公募開始

平成30年7月23日(月)

(2) 質問受付

平成30年7月23日(月)～平成30年7月30日(月)

(3) 質問回答

平成30年8月1日(水)

(4) 提案締切

平成30年8月20日(月)

(5) 事業者決定

平成30年8月下旬

(6) 業務開始

平成30年9月上旬

(7) 納期

平成31年3月22日(金)

9 その他

(1) すべての応募書類の作成及び提出、プレゼンテーション等に関する費用は、応募者の

負担とする。

- (2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出期限以降の提出には応じられない。
- (4) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (5) 企画提案書の提出後に、企画提案書及び見積書の差替、訂正、再提出することはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。